Deloitte.

Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2014 年 11 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. Kokott 法務長官がクロスボーダー ロス リリーフ訴訟について英国を支持

マークス&スペンサーのクロスボーダー ロス リリーフ訴訟に関する欧州司法裁判所（European Court of Justice：以下「ECJ」）の判決内容を英国が適切に実施していないとして欧州委員会が英国を訴えていた事案について、この度、Kokott 法務長官による意見書が発表された。

2005 年に、ECJ は「グループリリーフ制度において、英国以外の EU 加盟国に所在する子会社の欠損は、当該子会社の所在国内での使用がいかなる形でもできない場合には、親会社の所得と相殺することができるべきである」（no possibilities test）とする判決を下しており、これを受けて英国は国内税法を改正している。しかし、欧州委員会は、グループリリーフ制度の使用のために必要となる申請には期限があり、現実的に改正後の基準（当該子会社の所在国内での欠損の使用がいかなる形でもできないこと）を当該申請期限前に満たすことは不可能であるとして、改正後の制度も依然として EU 条約上の自由に反するとの見解を示していた。これは、マークス&スペンサーの事例における 2013 年の英国最高裁判所の判決とも一致している。

Kokott 法務長官は、最も望ましい解決策は、欧州連合司法裁判所（Court of Justice of the European Union：以下「CJEU」）が no possibilities test を全廃することであると論じている。同法務長官は、CJEU の「使用が他のいかなるかたちでもできない場合に、少なくとも一定のクロスボーダー ロス リリーフを認める」という見解は実務的に機能しないと述べ、「no possibilities test は多国籍企業の事業活動を促進するものではなく、むしろ、納税者と税務当局との間の際限ない争いをもたらすものである」と述べた。また、no possibilities test の廃止は、CJEU のその他の判例との矛盾の解消、および、法的安定性の確保という一般原則の遵守にも資するものであるとした。

Kokott 法務長官は、外国子会社の欠損に対するグループリリーフの適用を禁止したとしても比例性の原則（the principle of proportionality）に反する結果にはならないとしており、一定の場合におけるクロスボーダー ロス リリーフを認める 2005 年の英国税制改正は、EU 法により求められる内容を超えた制度であるとの見解を示している。これは、同法務長官の「マークス&スペンサー判決の射程は、CJEU のその後の判決により制限される」とする A Oy 訴訟における意見と一致するものである。CJEU は、Kokott 法務長官の同見解に同意しておらず、本件においても CJEU の対応に注目が集まっている。

トーマツ.

2. 研究開発に係る税額控除（Above the line 税額控除)

英国歳入税関庁（HM Revenue & Customs：以下「HMRC」）は、研究開発に係る税額控除（above the line=ATL 税額控除）を使用している企業は、同制度に伴う税額の還付が迅速に成されるよう、カスタマー リレーションシップ マネジャー（CRM）に連絡するべきであると発表した。HMRC の現行のシステムでは、当該制度に基づく税額還付申請のすべてが自動的に適切な担当者に通知される訳ではないようである。

また、CRM に対しては、当該制度に伴う税額還付の手続は納税者の税務ポジション全体とは切り離して審査されるべきであり、その他の調査を納税者に対して行っている場合でも、当該還付は遅らせるべきではないという通知が成された。ただし、研究開発に係る税額控除の使用そのものについて調査が成されている場合には、税額還付は当該調査が完了するまで延期される可能性が高い。

3. パテントボックス制度：特許審理期間中に生じた所得に対する適用申請

特許権（または特許に関する独占使用権（exclusive right））を付与された企業は、特許権が付与された事業年度において、特許申請から付与までの期間（特許審理期間）に当該特許権の対象である発明から生じた所得についてパテントボックス制度の適用を受けるか否かを選択することができる。本選択は、2010 年法人税法（CTA 2010）section 357CQ（2)「権利付与前に生じた所得」に基づき行われる。

当該規定には、どのような場合にどのような特許に係る所得がパテントボックス制度の対象となるかが定められており、「権利が付与された事業年度に対して（for the accounting period in which the right is granted）」との記載がある。今般、HMRC は、特許審理期間の所得に対するパテントボックス制度適用の選択は、各特許の審理期間中ではなく、特許が付与された事業年度内に行われなければならないことを確認した。これに関するマニュアルは、詳細が決まり次第、更新される予定である。

4. 2014 年 10 月 1 日からの印紙税に関するペナルティ

印紙税の納付が必要な文書については、当該文書に「署名が成され、日付が記入された（締結：Executed）」日から 30 日以内に印紙税を納付しなければならない。納付されなかった場合、ペナルティおよび利子が課される。海外で締結された文書の印紙税納付期限は、当該文書が英国で最初に受領された日の 30 日後である。2014 年 10 月 1 日以降、印紙税の納付遅延に対しては下記の金額のペナルティが課される。

遅延期間	ペナルティ
12 カ月以内	印紙税の 10%。300 ポンドを上限とする。
12～24 カ月	印紙税の 20%
24 カ月超	印紙税の 30%

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP　ロンドン事務所

パートナー　古新居　由紀　　ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター　日高　大雅　　hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号　新東京ビル５階

ＴＥＬ：　03-6213-3800（代）

email：　tax.cs@tohmatsu.co.jp

ＵＲＬ：　www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トゥシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。
本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited